

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員等全てのステークホルダーの信頼を得るために、長期にわたって企業価値を高める経営に取り組むべきであると考えております。
そのためにも、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向けて、経営の監督機能を維持・強化し、経営の健全性の充実を図るとともに、経営の透明性を高めるべく、適切な情報開示・積極的なIR活動に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジャパン・ヘルス・サミット	336,500	5.11
采豊投資有限公司(常任代理人 三田証券株式会社)	330,000	5.01
土屋 允蒼	300,000	4.55
株式会社アセットマネジメント	290,000	4.40
日本証券金融株式会社	187,100	2.84
株式会社376	149,200	2.27
楽天証券株式会社	132,500	2.01
中川 健治	130,000	1.97
則本 敦	102,900	1.56
倉田 陽一郎(常任代理人 三田証券株式会社)	100,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木下 邦彦	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 邦彦	○	—	公認会計士として企業会計に精通する専門家の見地のほか、経営全般に関する高い見識を有しており、その幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 同氏は一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年2回程度監査報告会を設けており、また、会計監査人の往査の際には、積極的にコミュニケーションをとるように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野 洋二	弁護士													
高橋 隆敏	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 洋二	○	——	長期にわたり当社の監査役を務め、当社の事業に十分精通しており、且つ、弁護士としての専門的知識を有していることから、オークションという日本国内では未だ完全には認知を得ていない事業に関する法的な助言を含め、客観的立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として指定しております。
高橋 隆敏	○	——	税理士としての経験及び会計事務所に勤務していた経験から、財務・会計に関する専門的な見識を有しております。また、2013年4月からは当社子会社の監査役を務められ、当社グループの業務に関して深い見識を有しており、これらの知識及び経験は、当社グループの監査役職務の遂行に有益であることから、社外監査役に選任しております。同氏が代表を務める高橋隆敏税理士事務所と当社の一部のグループ会社との間で役務提供の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、当社の定める

		「社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。以上により同氏は、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として指定しております。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
その他独立役員に関する事項	

当社は独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

業績連動報酬は、取締役の賞与について、グループ全体の連結業績を勘案しながら、各事業年度の当社の当期純利益を基準値として、各取締役の職務の内容及び責任等を勘案のうえ支給額を決定いたします。なお、役員賞与支給に関する最終決定機関は、株主総会であります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

第30期の取締役の報酬総額は62,628千円(うち社外取締役4,103千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成しております。各取締役に係る定額報酬の算定方法及びその方針は特に定めておらず、当社の事業規模、業績、及び個人の責任や実績等を考慮したうえで、代表取締役社長が原案を作成し、取締役間で協議し、取締役会において決定します。業績連動報酬は、取締役の賞与について、グループ全体の連結業績を勘案しながら、各事業年度の当社の当期純利益を基準値として、各取締役の職務の内容及び責任等を勘案のうえ支給額を決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の補佐は、総務人事部が担当し、取締役会の開催スケジュールの調整、議案の説明その他問い合わせ等の対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、定例取締役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、経営の意思決定から業務執行までを迅速に対応し、監督機能等を強化するために当社の取締役が子会社等の取締役を極力兼務する体制を採っております。当社取締役5名のうち1名は、社外取締役であり、社外取締役が、公認会計士としての企業会計に精通する専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。なお、当社は、社外取締役を独立役員として指定しております。当社は、監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査役会は3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。当社は、社外監査役2名を独立役員として指定しておりますが、独立役員は、弁護士及び税理士であり、それぞれ独立した立場から経営に関する監視を行っております。また、常勤監査役1名を選定し、常勤監査役は、取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について

て聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

会計監査及び内部統制監査につきましては、UHY東京監査法人と監査契約を結び、会社法、金融商品取引法に基づく監査を受けており、監査役及び監査役会は、内部監査を行う内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人であるUHY東京監査法人と適宜意見交換を行う等、緊密な連携を取りながら適正な監査を実施しております。

なお、当社は、社外取締役または監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役1名及び監査役3名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、事業環境の変化に即応するために、迅速な意思決定ならびに業務執行が不可欠であると考えております。そのためには少数精鋭による経営体制が適当であり、グループの各事業に精通した各取締役による実態に即した迅速な意思決定が可能な体制を採用しております。

これらの業務執行の監視機能の客観性、中立性を確保するため、常勤監査役は、社内の重要会議に出席し、会議の場では中立的、客観的な立場からの発言が積極的になされており、業務執行までの過程において建設的な意見交換が十分なされております。

また、取締役会においては、社外取締役及び各監査役からも中立的、客観的な発言が積極的になされており、グループ従業員数50名程度の小規模な組織にあって、これら監視機能が十分に働く体制が整っていることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの上場会社が3月決算である中、5月を決算月としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の頻度で、アナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のIRに関するコーポレートサイトURLは、 http://www.shinwa-wise.com です。掲載している投資家向け情報の種類は、会長メッセージ、財務ハイライト、IRライブラリー、IRカレンダー、株式情報、株価情報、電子公告です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は総務人事部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業活動を通じて、社会からの信頼を獲得することにより自らの企業価値の増大を実現し、株主、顧客、従業員など全てのステークホルダーとの共栄及び社会との共生を目指すことを、グループ行動憲章において宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	各企業、団体が開催するチャリティーオークション等のイベント運営に積極的に参加いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

① 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「グループ行動憲章」を策定し、代表取締役社長が継続的にその精神を当社ならびに子会社の役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。

これらの徹底を図るため、当社は、コンプライアンスへの取り組みをグループ横断的に統括することとし、当社が中心となりグループ全体の教育等を行う。

また、法令上疑義のある行為について当社及び子会社の役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を整備し、運用する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」及び「稟議規程」の定めるところにより、当社の取締役の職務の執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。当社の取締役及び監査役は、これらの文書または記録を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、リスク管理行動指針として、「リスク管理規程」を当社及び子会社の役員及び使用人に周知する。グループ各社は、固有のリスクに対応するため、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行うものとし、グループ横断的リスク状況の監視及び対応は当社が行うものとする。定期的なリスク管理体制の見直しを当社の取締役会において行い、問題点の把握と改善に努める。新たに生じたりリスクについては、速やかに対応責任者を定めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、当社ならびに子会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成の進捗状況を管理できるよう、当社及び子会社の取締役会における月次の業績報告により取締役が期中においてグループ全体の業績をタイムリーに把握できる体制を整備する。その他、この目標達成に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ・職務権限・意思決定ルール策定
- ・経営会議の設置
- ・中期経営計画の策定
- ・中期経営計画に基づく業績目標と予算の設定

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理する。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつも、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を当社の取締役会及び経営会議にて定期的に報告を受け、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示する。子会社の重要事項は、当社取締役会及び経営会議において精査すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図るとともに、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための統制を行うことで、当社グループの業務の適正を確保する。

当社の監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査する。

当社の内部通報制度の窓口を、当社グループ共有のものとして設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に当社グループ内で不利な扱いを受けないことを確保する体制を整える。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、必要に応じて当社の内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができる。当社の内部監査担当者は、当社の監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けない。なお、補助者の人事考課及び異動に関しては、監査役の意見を尊重するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保する。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

当社グループの役員及び使用人は、当社グループに重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、当社グループの役員及び使用人による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、適時、適切な方法により監査

役に報告する。この監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換の機会を設け、当社が対処すべき課題、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、相互認識を深めるものとする。当社の監査役は、当社及び子会社の取締役会のほか、意思決定の過程、執行状況の把握のために必要に応じて重要な会議に出席することができるものとし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図る。また、その職務の遂行上必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家を利用することができる。当社及び子会社は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。当社の監査役が監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた当社の基本的な考え方及びその整備状況は下記のとおりです。

当社グループは、「グループ行動憲章」に定めるとおり、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応する。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手が反社会的勢力と判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。また、「反社会的勢力による被害の防止に関する規程」を整備し、有事の際には組織的に対応する。

(基本的確認事項)

- ・反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
- ・反社会的勢力による不当要求には応じない。
- ・反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供を禁ずる。
- ・有事の場合には組織として対応する。
- ・有事の場合には民事と刑事の両面から法的に対応する。

反社会的勢力に関する対応は、当社が統括して行い、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、体制の整備、研修の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携を行う。

V その他

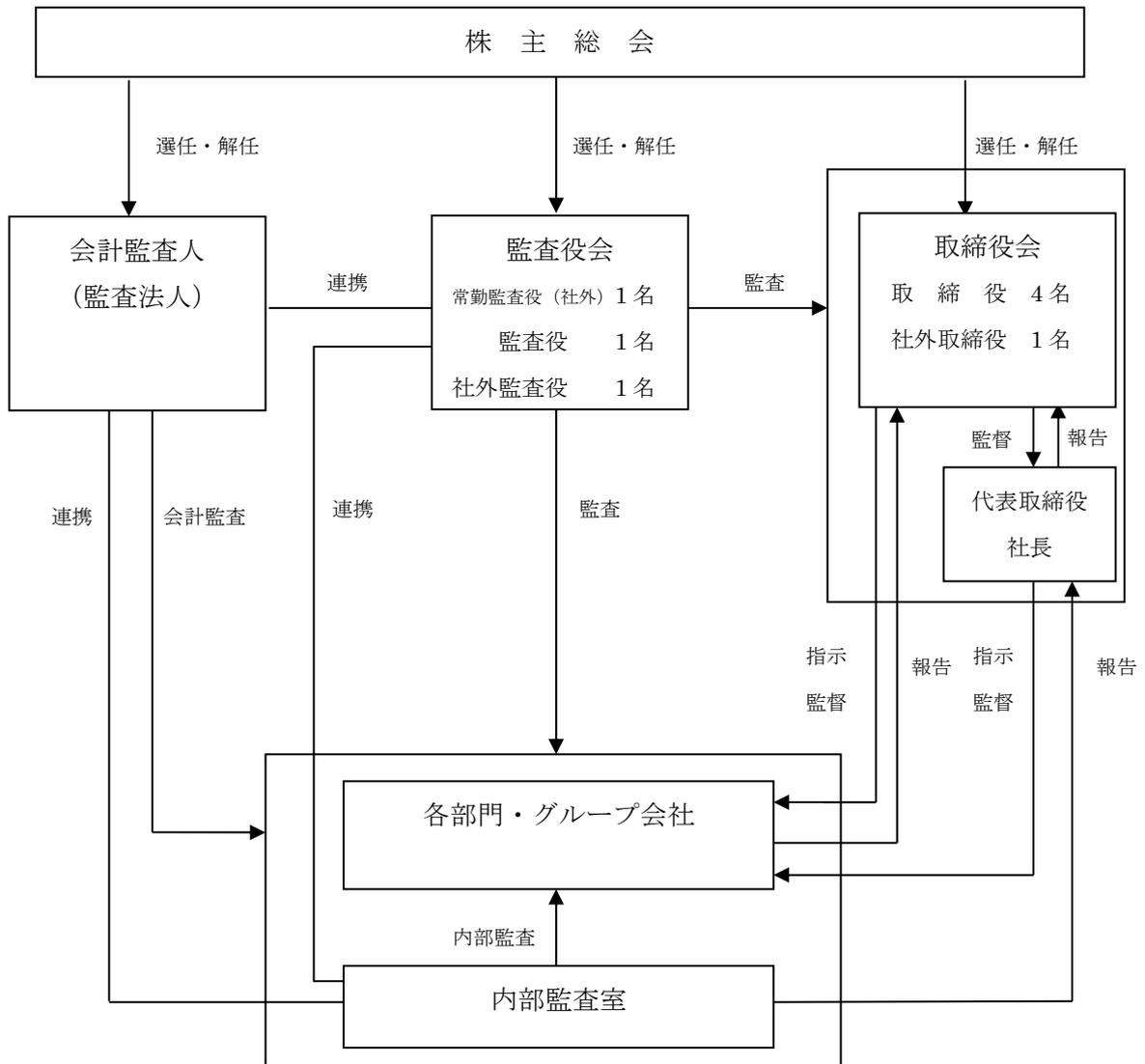
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【内部統制システム模式図】



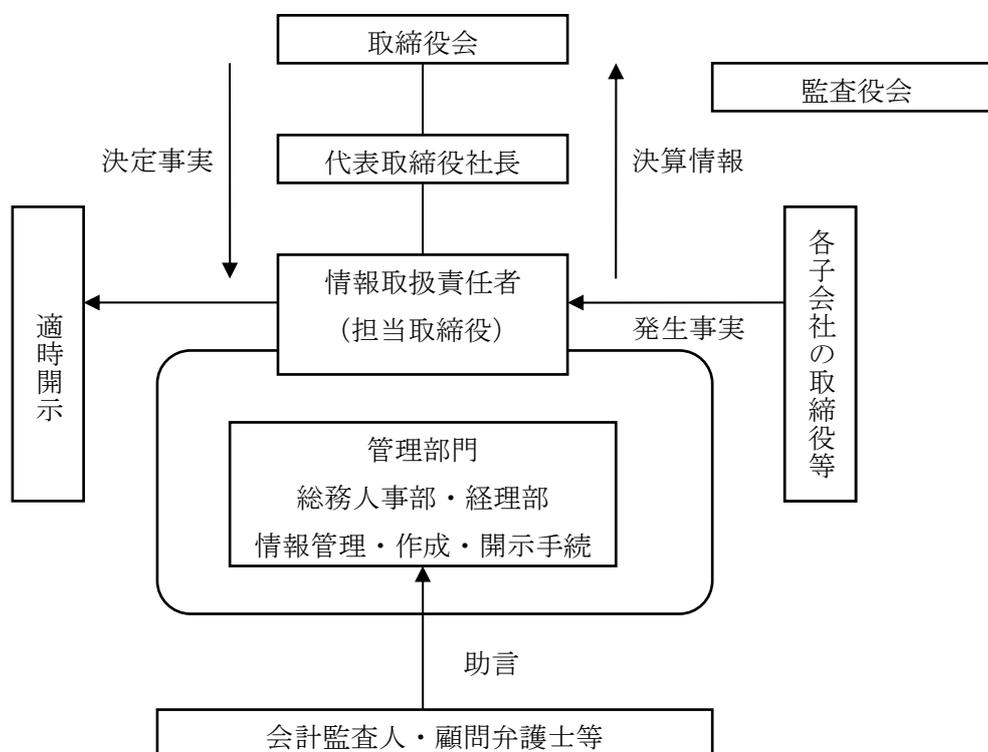
【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、下記のとおりです。

記

当社は、情報取扱責任者となる担当取締役をおき、情報取扱責任者のもと管理部門である総務人事部、経理部において所管する適時開示情報を作成し、必要に応じて監査役、会計監査人及び顧問弁護士等の監査及び助言を受けたうえ、経理部において適時開示情報の管理及び開示手続を行っております。また、適時開示情報は TDnet による開示のほか、開示後速やかに当社ホームページにおいて公開しております。

適時開示に係る社内体制を図示すると次のとおりです。



・ 決定事実の適時開示

重要な決定事実は、取締役会の決議に基づき適時開示を行っております。当社では、定例取締役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会決議事項のうち開示対象となる重要な決定事項は、当該取締役会終了後、直ちに開示の手続きを行っております。なお、開示文案につきましては、各事案における所管部門の報告をもとに総務人事部が作成し、情報取扱責任者の確認のもと、経理部が開示手続を行っております。

- ・発生事実の適時開示

重要な発生事実は、子会社の取締役等から情報取扱責任者に報告を行う体制をとっております。報告された情報は、情報取扱責任者のもと、総務人事部において適時開示の対象となる事実を確認し、開示文案を作成し、経理部が開示の手続きを行っております。

- ・決算情報の適時開示

決算情報は、取締役会の決議に基づき適時開示を行っております。担当の経理部から上げられた決算情報は、総務人事部、情報取扱責任者が開示事項を確認した後、代表取締役社長により取締役会に提出されます。当該取締役会において承認手続きを経た後は、経理部が開示の手続きを行っております。

- ・適時開示に関する社内周知

当社は、内部情報の管理、重要事実の公表、株式等の売買規制等に関して「内部者取引管理規程」を定めて管理しております。この規程を当社グループの役員及び従業員に十分周知させるとともに社内の機密情報の取り扱いに関して十分注意を促し、また、情報伝達者を限定するなどの方法により、重要事実が公表前に漏洩することを防止しております。

以上